

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員名簿

(任期 令和3年4月1日～令和5年3月31日)

氏名	職業等	専門	備考
◎小和田 哲男	大学名誉教授	中世	
○伊藤 正義	前大学教授	考古学	
小笠原 清	報徳博物館館長	城郭	
浅倉 直美	大学准教授	中世	
岡本 孝之	神奈川県考古学会会長	考古学	
小沢 朝江	大学教授	建築史	
小出 和郎	株式会社都市環境研究所 会長	都市工学	
田中 哲雄	日本城郭研究センター 名誉館長	造園	
宮内 泰之	大学准教授	造園	
佐藤 正知	島田宿大井川川越遺跡 整備委員会委員	史跡	
杉本 史子	大学教授	近世	

※◎委員長、○副委員長

・オブザーバー

神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課

株式会社文化財保存計画協会

## 令和4年度第2回史跡小田原城跡調査・整備委員会会議録

日 時：令和4年11月17日（木）午後2時から午後4時10分まで

会 場：国登録有形文化財清閑亭

出 席 者：伊藤副委員長、小笠原委員、岡本委員、小沢委員、小出委員、田中委員、  
宮内委員、佐藤委員、杉本委員

オブザーバー：神奈川県教育委員会文化遺産課 富永副主幹

事 務 局：鈴木文化部長、小澤文化部副部長、湯浅文化財課長、小林副課長（史跡整備係  
長事務取扱）、長谷川副課長（文化財係長事務取扱）、大島主査、土屋主査  
経済部小田原城総合管理事務所 岡副所長、相田係長、諏訪間主査  
建設部みどり公園課 山崎係長

【開会あいさつ】

【部長あいさつ】

【資料の確認】

【会議の公開について】

【現地視察】

### 議事

(1) 審議事項 ア 清閑亭の活用に伴う現状変更について（資料1）

事務局：資料1に基づき説明

清閑亭の活用に伴う現状変更について説明する。まず資料1をご覧ください。  
ホチキス止めしてある右上に資料1と書いてあるものである。まず、1の経緯とし  
て、令和3年3月に清閑亭の利活用にかかる民間提案募集を市で行った。7月にプ  
ロポーザルにより、小田原市入生田に本社を置く株式会社 JS フードシステムが採  
用された。提案内容は、「食を通じて小田原ならではの文化を発信すると共に、小田  
原観光の回遊拠点の1つとして地域連携を図り、持続可能な形で建物を維持保全し  
ていくことを目的とする。」というものである。こちらの清閑亭で有料の食事を提供  
するという事になっている。この提案が採択されたので、令和3年9月頃から清  
閑亭で食事を提供するための改修等の打合せを、文化財課と所管課の文化政策課と  
株式会社 JS フードシステムとで断続的に行っている。その中で、先程見ていただ  
いた清閑亭の北西に調理室を増築して食事を提供したいという申し出があった。断続  
的にその旨の調整も行っていたが、今年度、令和4年5月上旬に、調理室を増築す  
る場合の図面を用意し、文化庁へ現状変更申請を提出した。5月中旬に神奈川県を  
通じて文化庁から現状変更申請は認めないという連絡があった。それを受けて、6  
月に文化庁へ行き、調査官と協議をしたところ、調理室を増築するのであれば、清  
閑亭土塁及び清閑亭に関する歴史や保存の方向性をまとめた計画（以下計画と呼ぶ）  
を作成するようにとの指示があった。また、更にその計画を史跡小田原城跡調査・

整備委員会の承認を得るようにも指示があった。史跡小田原城跡調査・整備委員会にかける前に案を作り、その案を7月下旬に文化庁へ見せ、8月下旬に文化庁調査官と対面で協議を行った。約1ヶ月後、9月下旬に文化庁から計画案の修正をするよう指示があり、この委員会の前に、11月上旬に修正した計画案を文化庁へ再度提出した。今後の予定は、文化庁から計画案について内諾を得られた段階で、現状変更申請を行い、文化庁から現状変更の許可を得る予定でいる。現状変更許可の通知を受理した後、清閑亭の改修工事に入る。改修工事終了後、食事を提供する清閑亭として株式会社 JS フードシステムが開業するということになっている。資料2枚目は、清閑亭の平面図で、黄色に塗られたところが先程説明した、左上が調理室を増築するもの、その下の方がトイレを増築するような形の図面になっている。大きく増築するところは、この2か所になる。こちらの冊子、「史跡小田原城跡清閑亭土塁及び国登録有形文化財清閑亭における保存活用について」を簡単に説明する。こちらは第1章と第2章に分かれている。第1章で清閑亭土塁の説明、第2章で国登録有形文化財清閑亭の説明をしている。第1章第1節に小田原城跡の概要を載せている。こちらは史跡小田原城跡保存活用計画で作成されていたので、そこからほぼ転載をしている。その中の一部、第2節で清閑亭土塁のことを詳しく説明している。20頁に清閑亭土塁の概要、歴史等が書いてある。21頁に第3節で史跡小田原城跡の本質的価値について説明している。こちらにも史跡小田原城跡保存活用計画からの転載になる。27の2頁に特に清閑亭土塁の本質的価値ということで、清閑亭土塁に特筆して載せている。28頁には、清閑亭土塁の保護の方針、本質的価値を高める整備と国登録有形文化財清閑亭との共存についてということに記載している。次のページ、28の2頁には、現状変更の取扱基準について載せている。特に文化庁からどのように取り扱いをするのかを載せるよう指示があった。29頁では、清閑亭土塁の整備ということで、今後整備をどのようにしていくのかということ載せている。基本的には史跡小田原城跡保存活用計画で載せているので、それを踏襲する形をとっている。次の30頁のところでは、追加指定の考え方を載せている。今後、清閑亭土塁に付随する堀等が見つかった場合には追加検討することが書かれている。30の2頁については、清閑亭ができた建物の配置から小田原の思いということで、なぜここに清閑亭が建ったのかということ詳しく記述している。第6節、30の3頁は、清閑亭土塁の植栽管理というところで、植栽をどうしていくのかという方針が書かれている。基本、史跡小田原城跡保存活用計画に植栽の整備方針があるので、それに則り、記載されている。

次に第2章では、国登録有形文化財清閑亭の記述である。まず初めに清閑亭の歴史と概要を31頁から掲載し、34頁には清閑亭土塁の関係というところで、清閑亭から見た清閑亭土塁について記載している。35頁の裏頁、35の2頁には、測量図を載せている。平面図、35の3頁は、次のページから始まる断面図、横断面の線の位置を示した図面となっている。次のページ35の4頁と35の5頁については、清閑亭土塁の断面を示している。36頁からは、建築物、庭園の創立の沿革

を記述している。なお、第2章の清閑亭の部分の歴史や建物の概要については、平成24年3月に清閑亭改修計画策定報告書を小田原市教育委員会を出しており、そこから抜粋したものが多い。沿革についても抜粋である。49頁には、この建物そのものの意匠的特質等の概要を示している。それから68頁には、建築物の価値を構成する重要な要素として6個ほど記載している。70頁は、今回の計画で新しく書いた部分であるが、清閑亭の保護についてであり、史跡との共存、建築物の価値の保全、清閑亭及び土塁の維持管理を行うということである。71頁には今後の方針で、保存、保全部分、整備、活用に分けて書いてある。保存、保全部分に関しては、文化財としての価値を守るために保存する部分、整備、活用部分としては、文化財としての価値を意識して、活用、安全、向上のための整備を行う部分と分けている。72頁と73頁において、赤く囲った部分が保存、保全部分、青い部分が整備、活用部分と分けてある。74頁で国登録有形文化財清閑亭の活用ということで、史跡との共存するための活用についての留意点と(3)で活用の方向性、(4)の利活用に際しての増改築の方向性、(5)で利活用の具体策ということで、今回食事を提供する場所としてレストランとしたところで、どのように具体的にやっていくかということを書いている。レストランを開業するにあたり、業者からは給仕をする職員にはNPO法人小田原ガイド協会から小田原城や清閑亭の歴史のレクチャーを受けさせ、お客様にその歴史を披露して、お客様の小田原に対する歴史の見方を深めてもらうようにする。提供するメニューは、小田原の地場産等を積極的に取り入れ、歴史的文化を感じさせるメニューにする。レストランに使用するランチョンマットには小田原城や清閑亭の歴史を掲載し、小田原の歴史がわかるようにする。また小田原伝統工芸品等を使って歴史を感じるおもてなし空間を作る。外から出入りできるトイレは、土塁見学者も利用可能にする。清閑亭内に史跡小田原城跡等のパンフレットやパネル等を設置し、食べる場所というだけでなく、史跡の理解を深める活動もして、歴史、史跡の理解を深める場所としても活用するということを考えている。なお、建造物の歴史的活用については、清閑亭が1番初めの民間提案のものである。その他、小田原市栄町の旧豊島邸、小田原市板橋の皆春荘、小田原市南町の旧松本剛吉別邸が民間活用提案を受けており、プロポーザルを実施し、業者が決まっている。今後、民間活用をしていくという流れになっている。しかし、清閑亭は史跡の上に建っている建物なので、そのため改築等には文化庁の現状変更許可が必要となる。それ以外の歴史的建造物の活用については史跡でないため、特に史跡の制限等はない。今後小田原市としては、皆さまにご審議いただき、概ね了承が得られたら、文化庁と現状変更申請について協議していきたいと考えている。

#### 質疑

事務局：現地視察において、小澤委員から耐火構造は何かという質問があったが、図面等を確認したところ、こちらで言葉をよく分かっておらず、耐火か防火か不確かなところがあり申し訳ないが、基本外側が木造で考えているようである。中は火がまわら

ないようにするとのことである。もし、調理室で火が出た場合、清閑亭本体に火が行かないように防火シャッターをつけると聞いている。

委員：これは木造か。材料が防火仕様になっているのか。

委員：いわゆるモルタル塗りのようなものを考えているのか。

事務局：内部は防火か耐火が言葉の定義が定かではないが、防火か耐火仕様である。

委員：ここで火が出たら、全体に回る可能性があるということが多少気になる。

事務局：そこに関しては、市の建築審査会で審査をしてもらい、許可を得らえるような形で協議を進めていると聞いている。

委員：建築審査会にかかっているというのは、建築基準法の適応除外を受けるという意味か。

事務局：はい。そういうことである。

委員：どういうことか。何条か。

委員：きっとその他条例によるということだと思う。

委員：そういうことか。とても気になる。

委員：基本的なことを聞くが、ここを増築する場合、増築の施工者は誰になるのか。小田原市か、それとも業者になるのか。

事務局：この調理室及びトイレの増築については、業者の株式会社 JS フードシステムが行うことになっている。

委員：利用する業者ということか。

事務局：そうである。

委員：9月に文化庁から計画の修正依頼があったとのことだが、具体的にどこのどの点についての修正依頼だったのか。

事務局：当初、清閑亭の土塁の説明が弱いと言われ、そこをもう少し厚く書くようにというところである。実は今回の計画書の中で、頁にハイフンがついているところがあるが、そこが後から修正して足したところと考えてもらえればと思う。

委員：資料1で書いてある7月下旬に計画案を提出しや計画案を修正したということだが、計画案はどれのことか。

事務局：これが計画案になる。

委員：ここに書いてあること、先程の土塁部分が弱いということだが、最後の活用についてのあたりで、建物を準防火仕様にする等、そのような記述は全くないのか。

事務局：建物、清閑亭自身に手を加えるというような予定はない。

委員：増築部分をどのような構造にするか、その時に火災の危険性等、そのようなことに関して何らかのコメントがあってもよいのではないか。それはどこかにあるか。

事務局：それについての記述はないので、載せるように修正する。

委員：結構気になることであり、増築する新しい部分は、火を扱う訳だから、他から火をもらうというよりもそこから火が出るという可能性があるわけである。外側の防火仕様というよりも内側の問題をきちんとやっておかないといけないと思う。清閑亭本体が、もし何かあった時に本当になくなる、焼けてしまうというあたりがとて

も心配である。そこをきちんと示しておかないといけない。必要な修正を行っているようにはあまりみえない。それから、もう1つは、75頁にも書いてあることであるが、75頁の一番上の方に当初、住宅として建てられたと書いてあるので、住宅にふさわしい構えをもっていた建物である。昔、私はここの調査をしたことがあるのだが、その時も利活用を考えた。その時に、やはりこの問題が結構あった。清閑亭にもものすごくたくさんの人、50名、100名の人が集まって、何かをやるというような場所ではないという話をした覚えがある。やはり、ここに書いてある価値を逸脱した整備は行わないということは、一定以上の密度の高い利用というのはなるべく避けようということをおぼろげに皆がわかっているといけない。何が起きるかわからないから。もちろん、事業者の提案は必ずしもそうではなく、たくさんの人たちに来てもらいたいということかもしれないが、そこは少し文化財として清閑亭の出来てきた経緯や過去の使われ方を考えた上で、適切な利用をするということをもう一度きちんと確認しておきたいと思う。

事務局：業者もレストランをやって、確かにぎゅうぎゅう詰めにするということは考えていなかったと思う。この建物の雰囲気を活かして、お客様にお食事を提供し、小田原の歴史及び食を楽しんで理解していただくようにしていきたいと言っている。密度がどのくらい高いか低いかわからないという問題はありますが、レストランで食事を提供する時のこの建物にふさわしい人数を業者に伝えて、理解してもらいたい。

委員：念のために言えば、住宅だから床の荷重等は、大勢の人たちがどっと入ってくるようなことは元々想定されていないと思う。その辺が大丈夫ならよいが、考えておかないといけない要素であると思う。

事務局：承知した。

副委員長：この5～6室が全部レストランになるのか。蔵がカフェテリアになると言っていたが。

事務局：建物全体をレストランとして活用すると聞いている。

委員：今、指摘があったところは、75頁にも住宅として建てられたと書いてあるし、もう1箇所、同じ記述、住宅として建てられたと70頁にもある。住宅でなくてレストランというのは、別の役割というか、私は受け止めづらい。だから、このような判断からすれば、レストランという時点でアウトだと思う。図面を見ると、この浅野や黒田がここは食事をする場所として使った、ここはくつろいだ場所ということをおぼろげに、ここは食事を提供する場にするとか、ここは休憩して庭を眺めてもらうとか、そういった説明でもっていったら良いのではないかと提案したが、どうも住宅ということが変わっていないし、図面も変わっていないので、初めからレストランの間取りの計画というのは、問題があると感じる。

事務局：こちらの建物等を保全するためには、それなりの費用がかかるというところで、民間の活力を利用しながら、売り上げの一部をこちらの建物の維持修繕に使っていく、それから土塁の維持管理にも使っていくというところで、利益を生み出しながらと考えると、それなりのレストランの座席数が必要となると聞いている。だから、こ

こは食事をする場所だったから、ここで食事をする、他のところは使わないということは、レストランをやっていく上では厳しいかなと思う。

委員：70頁の維持管理に充てるというところで、営業利益の一部をとというのは、具体的にはどのような計算で充てるのか。もし、レストランが撤退した場合に、増改築した部分はどのような扱いになるのか。

事務局：契約としては、10年間を利活用してもらうという契約となっている。営業利益の一部、10%ほどをこちらの方に充てると聞いている。それとは別に、この建物を市が貸し出すところで、まだお答えできないが、月に云十万円ほど、納めるということになっている。それも一部、こちらの維持修繕、土塁の維持管理に充てると聞いている。こちらの建物を改修した後につきましては、そこまで手持ちに資料がないため、申し訳ないがお答えできない。

委員：ここを全室レストランに使用した場合、レストランの使用の仕方だが、畳に座るような昔の宴会場形式のレストランにするのか、あるいは、テーブル、椅子でセットして迎えるということになるのか。その場合、清閑亭を見学に来て、この建物の本来の姿を評価しようとする人たちに対する文化財的な視点の提供というのは、どうということになるのか。どちらに重点を置くような形になるのか。そこはなかなか難しいところだと思う。清閑亭の屋敷を見にいったが、なぜか料理屋みたいになってしまって、何かよくわからないというクレームは無きにしもあらずではある。

事務局：業者の方も全く小田原に関係がないわけではない。地産地消なり、歴史を感じさせるメニューなりを提供すると言っている。来た方に対し、先程も言った通り、小田原の歴史が書いてあるランチョンマットを置き、食事を待つ間にそれを見ていただく等、建物や史跡小田原城跡の歴史がわかるような形を食事にプラスして提供すると言っている。清閑亭を見に来てがっかりだとならないように業者も考えると思う。

委員：今、建物の話に集中しているが、本当は土塁の方が文化庁の方からクレームがついた話なのか。土塁が国指定史跡であり、上は登録有形文化財、下は国指定史跡だから。建物の話を1つして、その後、土塁の話をしたい。建物については、少なくとも70頁で、その本来の使い方や価値を逸脱した改築は行わないと書いてある。これはぜひ守ってもらわないといけないし、建物は市の所有だから大家なので、改築に関しては、きちんとガイドラインを設け、厳しくしてもらいたい。ところで、資料1の平面図を見ると、今、私たちがいるこの部屋の、この押し入れがない状態になっている。この押し入れもないし、その杉戸もない。押し入れの奥行のところまでが部屋が広がっていて、そこまでテーブルが置いてあるという状態になっている。これは容認するのか。

事務局：登録有形文化財としての活用に向けての許容範囲内である。

委員：それは承知しているが、外観という話なのでは。その戸を取っただけではできないのか。その戸だけを取っただけでは使えるわけではないから、当然、押し入れの棚もみんな取るわけなのか。それを室内として使うからには、内装等をしない限り使えない。そうなるとかかなりの大改造となるが、それは登録有形文化財としての規定

ではなく、市として貸し出す時の規定では合致している、この建物の本来の使い方や価値を逸脱した改築を行わないという要綱に合っていると判断しているということか。

事務局：小田原市としては、活用に向けてのところで、建物全体としての価値を失わないようにというところで、許容範囲であると考えている。

委員：それは、相当大きいと思う。基本的に確かに登録有形文化財は外観に関して主として守るということで、内部に関しての改築はやっても良いという話だが、それは一般的な話である。今、計画を作るのであれば、本来の使い方や価値を逸脱したものは行わないというのであれば、間仕切りまで全部取ってしまうような改築はやはり認めるべきではないと思う。その一線というのは、この計画の中のどこで読めばよいのか。そして、誰が判断するのか。

事務局：判断は市となる。

委員：市の中の文化政策課か、文化財課なのか。どこが責任を取るのか。

事務局：今回のプロジェクトの所管課としては、文化政策課だが、建物の所有は文化財課としてやってきている。責任の所在は、文化政策課と文化財課の両課となると思う。

委員：少なくとも、現状復旧可能である使い方に留めることが大切だと思う。小田原市が大家なのだから。ここで簡単に言われているが、この使い方を見る限り、かなり手を入れようとしていると思う。増築の部分だけの話ではない。もっと厳しい書き方をしないと何でもできてしまうのではないかと思われてしまうことを心配している。

委員：この図面を改めて見ていると、10年経って現状復帰となった時に、この襖はどうなるのか。

委員：襖どころではない。ここまで席がくるから。どこまで取る気であるのか。この押し入れの中に、ドラえもんではあるまいし、入ってやるわけではないのだから。そうすると、ここまで仕上げをするわけである。

委員：こちらは原形を残すが、ここは残らない。

委員：向こう側は残るが、こちら側はかなり変えてしまう。

委員：10年後、現状復帰ができないのではないか。私はそう思う。

副委員長：その襖の中は押し入れになっているのか。

委員：押し入れになっている。

事務局：押し入れで、こちらのテーブルが入るくらいの広さ、奥行がある。

委員：折角なので、押し入れの中を見せてもらいたい。

委員：この棚を取らない限り、ここには人は入れない。例えば、よくわからないが、テーブルを柱だけを外して、置くことはできない。何か内装しない限りできないから、相当だと思う。

委員：これは実は廊下仕様である。

委員：カウンターを置くことになっている。

委員：仕切りや欄間はどうなるのか。

委員：このような和室をテーブル席のレストランに使うということはあるが、その場合、

建具を戻せば元の間取りに戻るという状態に留めるものだと思う。

事務局：基本的には、今、話をしている通り、実は今まで市が所有していたものを市が委託事業で施設管理を任せていたのである。今回、貸付という形で民間事業者のノウハウを入れてやってもらうということであるが、活用に当たっては、事業者と市の間で協定を結ぶような形になっている。現在は基本的な協定しか結んでいないが、詳細はこれから詰めていくということになる。基本的な条件として、文化財の関係も建築審査会もクリアしなくてはいけない。ある程度、法の枠の中で基本的にできるところということになる。それから、基本的に建物の現状復旧ということが条件になってくると思うが、それについては当然10年経ってある程度期間満了で返却してもらうことになったら、現状復旧が可能などころでの整備に留まるということになると思う。しかし、基本的なことについては、最終的などころで事業者として詳細協定を結ぶことになっている。その辺で、建築のことについてもある程度触れられてくると認識している。

委員：その詳細の計画の協定を結ぶ相手は市の誰か。

事務局：文化政策課が窓口となる。

委員：では、文化財課ではチェックはしないということか。

事務局：当然同じ文化部なので、連携はやるし、基本的に建築のところについては都市部建築指導課が窓口となっている。連携調整はもちろん市として取り組んでいくことになる。

委員：書いておかないととても不安である。70頁の保護の部分に、どの範囲に内部に関しての改造に留めるかというレベルをぜひ書いてもらいたい

事務局：承知した。

委員：それからもう1つ、土塁の話である。33頁だが、ここに図1の4とあり、赤と青の線が入っているが、まず凡例がわからない。赤は計画対象区域とあるが、この計画の対象区域なのか。青の調査対象もわからない。

事務局：こちらの部分については、平成24年の時に作った改修計画策定報告書の計画区域と調査対象区域になっている。今回のこの計画書とは全く関係ないものである。

委員：史跡指定の範囲は赤か青かを教えてほしい。

事務局：史跡指定の範囲は青である。

委員：そうすると、下の部分も入っている。民間の営利目的に使うとすると、例えば、車の駐車場や少なくとも搬出搬入のため、お客様だけでなくこの従業員や運営上車を停めるとい部分が必要となり、今もこの下の方の段の一部のところを使っていると思う。この外構の、特に下の部分に関しては、どこまでやってはいけないとか、何をして良いという規定が全く書いていないと思う。

事務局：今回は、業者に貸し出すのは、この建物と前面の庭の部分だけで、下の駐車場は従業員用等で、お客様には使わせないと聞いている。下の駐車場へ行く通路と駐車場は市との共同管理、土塁の部分に関しては、市の管理となり、管理が分かれる予定である。

委員：それは書いた方良いと思う。

事務局：承知した。

委員：特に車が入るところがあるとすると、土塁の部分のどこまでが接触するのかがわからない。外構の部分としての保護の範囲とどこでどこまでを許すのかということを決めた方が良いと思う。

事務局：承知した。

副委員長：他に意見はあるか。

委員：十数年前に、ここでボランティアが茶会のお手伝いをするということで、利用した。

あの時は、私も見て知っている。お茶を飲むエリアとして使う分には、それほど抵抗はなかった。他の登録有形文化財などでもそのようなことは多々あるので、それはそれで良かった。喫茶程度なら見学にあまり支障はないので、私はその程度に連想した。実際、火を使って、レストラン仕様にして食事をするとなると次元の異なる世界になる。この建造物はそもそもそのようなつもりで作ったものではないし、今日的には文化財的な和風建築として設計されているので、そこを喫茶だけでなく、レストラン仕様にするとなると本来の目的とは違う使い方になってくる。ここが登録有形文化財指定の建物だとお客様に紹介できるのかどうかという問題が生じてくると思う。レストラン仕様になると、ガラッと性格が変わってしまう。この辺はすり合わせが非常に難しいと思う。

委員：これをじっと見ていけばいくほど、問題点が色々出てくる。この部屋のそちらが相当改造されて、畳が板の間になるようである。

委員：その1列が、畳を取るみたいだ。

委員：板の間になって、そこが通路のようになる。襖等はどうなるのか。

委員：外すのだと思う。

委員：そのような既にあったものが、きちんとどこかに活用されるという感じがなく、しまうところもあまりよくわからない。取ったものをどこかに保存でもしておくのか。10年経って元に戻すとなった時に、昔のものがきちんと昔の形に戻れるのか、このようなものを見て思う。あくまでも、重要文化財ではなく、登録有形文化財なので、中をある程度使う、デザインを変えるのは良いのだが、やはり、一旦変えたものが元に戻らないというのが一番、このような文化財の性質として困るのだと思う。そこも含めて、このプランはまだまだ練るといってもいいかもしれないが、協議をして、これは良い悪い、あるいは対応策がきちんと練られていることを確認しないといけな。そうしないと、正直、簡単に良いと言いくい。新しい部分もそうだし、改造の部分、要はどこをどこまで改造するかということもはっきりさせておいた方が良く思う。私が昔に調査をした頃は、こちらの側のこのあたりの部屋が住まいとして一番大事であるという話になっていたような気がするが、そこら辺が本当にこれでそのような建物の性格を残したものになるのか。少し気になる。

委員：72頁の図面に現況図というのがあり、赤で保存保全部分と青で整備活用部分というのがあるが、今の話を聞いていると、保存保全部分が保存保全になっていない。

これだけ見ると、ここは変えないでトイレの方だけ変える。私はここにまた調理室ができるというのも、この図でなぜそれが出てくるのかと思う。それは、協議でやってほしいということなのだと思うが、この図と今の計画図と飛躍があるように感じる。

委員：確かにある。

委員：逆に言うと、72頁を守ってもらえば良いと思う。そうはいかないと言われるかもしれない。

委員：市は大家だから、所有者だから。

委員：料理レストランだが、どのような料理を出すレストランなのか。どういう性格の料理なのか。

事務局：創作和食料理と聞いている。

委員：このようなところで、焼肉等をされては天井が一発で駄目になる。

委員：そのような感じの料理ではないので、大丈夫である。

委員：このような邸宅の主人は日頃から座敷の保全に気配りをして、料理を考えて出すようにしている。当時としてはせいぜい鍋物やすき焼きが出るくらいが限度であった。それもお客様を呼んだ時だけで済ませるけれど、レストランになると毎日、四六時中となるので、煮物鍋物が続く時は天井や襖周り、壁などの傷み、色々な付着物が付いてしまう恐れがあり、大きな課題が残される。

委員：72頁は市が書いたもので、図面は事業者が書いたものでそのギャップである。

委員：この業者の図で、庭に面したところのテーブルの配置だが、この庭の見方として、ここに座って、庭が見たいところに、そこにテーブルを置かれてしまうと、庭の見方としても台無しになってしまうという気がする。それだけの席数が必要なのかということもあるが。また、襖の絵等も見ながらの庭の鑑賞になると思う。そうになると、この辺りを大きく可変してしまうのは、この建物の良さと庭の関係というのが大きく変化してしまうと図面を見ると思う。庭から沓脱石に上がって、すぐテーブルというのは、どうなのかと思う。それから、これは、ここに調理室が建つということで、消火設備の計画は何かあるのか。

事務局：この本体自体に消化設備を新しくしつらえることはなく、消化器を多く配置すると聞いている。

委員：そうすると、夜間で誰もいない時に万が一、火が出た時はどうなるのか。

事務局：ここは、警備が入っているので、発報することになる。

委員：あまり色々言うと良くないかもしれないが、昔、ここを調べた時に、感激した1つはガラスだった。このガラスはもう二度とできないガラスである。このガラス戸、今、宮内委員がおっしゃったが、ここにテーブルを置くとすると、ガラス戸のまま置くとは思えない。やはりそうなることを変えるにしても、このガラス戸とガラスはとっておいてほしい。そういうことも考えてほしい。ここだけでなく、あちら側もそうである。要するに、このガラスはある時期の、もう二度とできないガラスで、この建物を作っている訳であるから、それがいつの間にか消えてしまい、

元に戻す時になって、ガラスが新しいものになって、綺麗なガラスになってしまう。それは少し寂しい思いがある。じっとこれを見て、1日、2日考えると、そのような要素がたくさん出てくるはずである。そういう時間を持って、設計者、事業者側にもこのような意図をもってここを使ってほしいと市として言うべきことで、かなり重要な部分であると思う。改造も含めて、少しちゃんと考えないといけないと言いたい。

副委員長：特に本体の方がどれだけ改変を受けるのか。まだ事業者と市の間で上手く詰めができていないというのがこの委員会の結論である。ただ、この委員会で、現状変更の可否を検討するのは、この配られた資料でいうと黄色くなっている部分の現状変更なのである。建物については、たくさん意見が出て、業者と市の方でよく詳細を詰めてほしいというのが、この委員会の結論である。

委員：私は違うと思う。今日の協議は、この冊子の計画の承認だと思っている。

副委員長：それでは、計画については、相当意見が出たので、これらを反映してもらわないと、この原案で丸々承認したという結論ではない。

委員：28の2というペーパーだが、ここで掘削を伴うが盛り土に収まるため史跡には影響はないとあるが、ここは現状変更が問題はないということになっていて、前半が史跡である土塁、後半が建物の清閑亭という章建てであるが、私は、ここは唐突すぎると思う。ここでは清閑亭の説明があり、それから土塁への影響や景観、庭の見え方、それから北庭を中心とするところへの影響等、そういったものが今回の計画は影響が少ないのではないかと。この計画自身は、今回の計画にどうのということではなく、今後使っていくための方針というか。ここだけ文化庁が書けというから、少なくとも影響はないというようなというのは違うのではないかと思う。

委員：話を聞いていると、今書かれている内容が文化財保護の法規制とどう関わってくるかということを手がよくつかんでいない感じである。登録有形文化財になっているからこのような規制があり、このようなことはできないという話は、意匠とかだけでなく、機能の話でも、このような使い方は難しいというような話もされた方が良く思う。好き勝手に使える部屋があるという感じで改修したりするから、そこは少し違うと思う。法規制を明確にして、向こうにそれを理解してもらうことが1つと、あとは、機能の話はどうか、どこまで使えるかという話を、その法規制と併せてやった方が良く思う。だから、基本方針みたいなものをしっかり作って、これならやっても良いが、これ以上のことは難しいという話を示した方が良く思う。そうしないと、向こうも作りづらいと思う。

副委員長：佐藤委員が言った、28の2のところ、現地では地形が改変され、掘削され、平らにされて削平されているところと説明を受けたが、だから、ここに調理室を作ったとしても、新たな破壊は起きないという説明だった。ここには、そのようなニュアンスが全く書かれていない。突然、現在の盛り土層内に収まるというのは、地下遺構があり、さらに上に盛り土があり、地下遺構に及ばないという説明の時もこのように書くから、現地で言ってもらった土塁層の方は掘削されて、今は消えてい

る場所だったら、どこにも出てこないのか。本来の土塁が消滅しているから、ここに建てても影響がない、構わないと書かないのか。これだと地下遺構はまだあるが、盛り土の中に取まるとか、この辺りは説明が成立していないところがたくさんある。もっと丁寧に書かないといけない。自分たちの説明が破綻している。

事務局：只今の件だが、先程現地で説明した削平の關係の記述は、20の3頁の一番上の段落で、ここで記載している。

副委員長：それであれば、ここにももう一度出てもいいのではないか。

委員：取扱基準というものは、こういったことはやってはいけないとか、このような範囲に留めるとかということだと思う。その基準と今回の計画での整合性は、少なくとも項目を分けた方が良いと思う。基準の中にこれが入ってしまっていると、結果ありきというように読めてしまう。先に結論ありきでこの基準を決めていると見えてしまう。それはまた別に分けた方が良いと思う。

事務局：計画とは別にとということか。

委員：取扱基準は、基準で明記してもらい、活用に当たっての活用計画との整合性は分けた方が良いと思う。

事務局：承知した。

副委員長：これ自体を承認しないと、これに基づくこれが承認できないのではないか。入れ子状態となっている。まだ文化庁とは協議中なのか。文化庁の条件としては、この委員会で清閑亭土塁に関する保存活用についてのガイドラインを決めてくれと言われている。ところが、今、随分色々な矛盾があり、詰めが甘い。それから、一番顕著なのが、市が考えている72頁の案とこれと整合性がないという意見が出たので、計画を私の印象としてはすぐに了承するわけにはいかない。ということは、計画図を了承した上で、計画案が承認できるかといえば、それも成立しない。たぶんこの資料をものすごく急いで一生懸命に作ったのだと思う。だから文化財の人と建造物の人と文化政策課の人たちが、十分に摺合せ、読合せをして、矛盾点がないようにすることである。それから、もう1つ、これを作って、詳細に協議していくのであれば、72頁を絶対に守らなくてはいけない。譲れないガイドラインと合致するものがでてこないことにはどうしようもないので、この資料の精度をあげる必要がある。先程色々な意見が出たが、それらを全部矛盾なく含まれているように再度精査して作り直してもらいたい。更に民間事業者とこの現状変更の原案がこの資料とマッチングするように調整して直してもらった上で、もう一度委員会にかけないと、これで承認しましたとはできない。私見を述べたい。那覇市の首里城が焼けてしまったが、文化財の立場が強く、防火設備が全然駄目だった。煙感知器も付けていなかったはずである。これからは、煙感知器等はたくさん付けないといけない。特に夜間は無人になるので、いくら警備・セキュリティシステムをしても、火が出てから警備保障会社が来ても止められない。そういうことから、この調理室の防火の仕方等、これ全体の火災報知器、設備の面等、詳細を詰めてくれないと了承したとは言えない。たくさんの人たちが出入りするに個人住宅を使った場合、電

気の使用量が増え、アンペア数も上がると思う。その辺り、火災報知器を必要などころ全てに配置することは、建造物を守るためには必要なことである。登録有形文化財でなく、重要文化財とされている建造物には、火災報知器の設置基準が厳しくあるのかもしれない。幸い登録有形文化財なので、火災報知器設置等の防火対策、一番怖いのは漏電であり、それらを防止する設備は付けた方が良くと思う。どこかで配電盤等で管理するなら、シェルフにブレーカーを付けなくてはいけない。ざっと聞いていて、防火対策については、甘い考えだという感じがする。

委員：防火は大事である。それから空調はどうするのか。

事務局：空調については、前に改修した際のものを使う予定である。この中に空調が2つ入っており、動いている。

委員：これで十分だということか。

副委員長：レストランを開店している時は、開け放つのか。空調が十分であるかどうか、その辺りも調べておいた方が良い。夏の小田原は結構暑いのではないか。

委員：ここは、暑いと思う。

副委員長：空調やクーラーはどうなるのか。私の台本には、現状変更については概ね了承して、あとは文化庁と調整してほしいと書いてあるが、今日の結論は、これについては、もう一度書き改めて、それを踏まえた上で事業者と協議した内容を出してもらう。間に合うか。

事務局：やるしかない。

事務局：本日の会議で出た様々なご意見を基本的にはこちらに書き込み、基本的な方針を定めるのは、こちらなので決めていく。それに則り、こちらは事業者の方から出るものなので、事業者と話し合い、先程の72頁のところについて、先程、小沢委員からのご意見のように、これを本当に外してしまうのか等の話は詰めていく必要がある。委員会としては、今、建物の形、特に赤の部分を極力残す。青い部分については、多少の変更をすることになる。こちらの図面は、私たちが書いたものではないから、これが出てくる段階の前で、一度、今日のご意見を摺合せていく。そのようにやってもらいたいと思う。また、佐藤委員や小沢委員からいただいた取扱基準のところは、項を分ける、または最後のところに付けるような形を考えている。そのような申請をなるべく早く一度やらせてもらい、それをお送りして、それをどこでかけるかということがある。私たちとしても、なるべく早くやっていかないといけない案件であるため、ご指導いただきながら進めていきたいと考えている。今日のご意見を反映すべく、努力させていただきたい。

副委員長：最初の議事進行をこのまま続けたいと思う。

副委員長：用事がある場合、中座してもらいたい。

委員：これを清閑亭の活用の報告書として出すのであれば、1つ付け加えたいことがある。ここには若干植栽のことについても触れてあり、文化財の土塁保護を主とするということと、庭園周りの植栽管理のことが見られるが、これはこれで良いと思う。私としては、玄関前の植栽の体裁が、甚だ崩れていることが前々から気になっていた。

報告書では数寄屋造りの玄関とされているが、このような入口、エントランスにこれほどのクスノキの巨木を置くことは決してありえない。いつの時点かで何か別次元の動機があつて楠を植えてしまい、今では説明のつかない異質な玄関先景観になってしまった。このような姿を数寄屋造りの玄関先として見せることは恥ずかしい。できるだけ早い機会にクスノキの巨木は除去して、玄関周りの植栽を数寄屋造りの仕様に見合った姿に再整備する意向を明示しておいた方が良いと思う。専門の方がおられるのに先走った発言で申し訳ないが、専門家のご意見を賜りたい。

委員：私も大きすぎると思う。

委員：以前何人かの委員の方には話してきたが、この機会に対応しておかないといけないと思った。これも専門家の意見を聞きながら、検討材料としてまとめてほしい。

委員：裏の庭も何とかしてほしい。

委員：全体的に建物周りの植栽のあり方、屋敷にふさわしい形で再整備していくということかと思う。

委員：何か良い案を出してほしいという感じである。

副委員長：相応しくない樹木もあるということか。

委員：そうである。スダジイ、クスノキが大きくなってきて、薄暗くなっているところがあるから、表だけでなく、裏の方も考えてほしい。玄関前のクスノキはどうしたものか。クスノキを切るにしてももう一度、きちんと確認してからの方がよい。何か由緒等あるわけではないのか。

事務局：聞いてはない。

委員：いつの間にか大きくなってしまったというものだと思う。そのような場合、いつかの段階で、伐採というか、玄関周りの植栽計画をきちんと立てていく必要がある。

委員：今回増築をする部分に関してだが、トイレの増築がほぼ今のこのラインと面一で納める形になっているが、庭から眺めた時に増築の部分が見えない方が良いと思う。今のままだと見切れないため、せめてあと半間でも引っ込めた方が新築部分は目に入らない。外から使うトイレとして作っているようだから、小さくすることは可能ではないかと思う。少なくとも庭から見た時に、新築部分が見えない、見切れる範囲で増築してほしい。

副委員長：庭から入れるトイレというのは、それほど大きくなくても良いのか。

委員：そうである。基本的には、内部は公開がなく、全面レストランの使用となる。庭だけを公開する時がある。

副委員長：庭だけは無料で入ることができるのか。

事務局：無料で入ることができる。

副委員長：資料のどこに書いてあるのか。

委員：まだ分からないし、これには書けないと思う。

事務局：書けない。業者がここで営業した時にということになる。

副委員長：そうなる、レストランの利用者しか庭に入れられないことになるのか。

委員：今は公開をする予定があるのか。

事務局：業者と調整が必要となる。

副委員長：庭を見せれば客も増えると思う。

委員：基本的に次の10年の時に、またもう一度民間活用提案をされる時の基本になっていくものだから、これは完璧に作らなければならない。だから文化庁も作れというのだと思う。そこには公開の範囲等を入れることはできないが、ラインとしてここは守ってもらいたいということだけを計画には載せなくてはいけない。次の10年の時に、公開はしないという業者であれば、それはプロポーザルで落とすということになると思う。

副委員長：たくさんの注文が出て、修正が大変かと思うが、今日ここで説明された私たちの頭が大変である。

他に質疑なし。不承認。

令和4年度第3回史跡小田原城跡調査・整備委員会会議録

日 時：令和5年2月1日（水）午後2時から午後3時40分まで

会 場：生涯学習センターけやき 視聴覚室

出席者：小和田委員長、伊藤副委員長、小笠原委員、岡本委員、小沢委員、小出委員、  
浅倉委員、

オブザーバー：神奈川県教育委員会文化遺産課 富永副主幹

事務局：鈴木文化部長、小澤文化部副部長、湯浅文化財課長、小林副課長（史跡整備係  
長）、長谷川副課長（文化財係長）、大島主査、保坂主任、石田主任  
経済部小田原城総合管理事務所 清水所長、岡副所長、佐々木副所長、  
相田係長、諏訪間主査  
建設部みどり公園課 山崎係長  
文化政策課 黄金井係長、菅原主査  
建設部建築課 鶴井係長

【開会あいさつ】

【副部長あいさつ】

【資料の確認】

【会議の公開について】

議事

（2）審議事項 ア 清閑亭の活用に伴う現状変更について（資料3）

事務局：資料3に基づき説明

案とある史跡小田原城跡清閑亭土塁及び国登録有形文化財清閑亭における保存活用についての冊子から説明する。今回配った冊子は、前回の委員会で指摘を受けて修正したものである。まず、保存活用の計画について、前回の案では清閑亭土塁と清閑亭を別々の章で扱っていた。清閑亭土塁と清閑亭は小田原の歴史の重層性を一体的に示すものであることから、章立てを見直して一つのものとして扱っている。前回の計画案では、清閑亭の保存・保全部分と整備・活用部分とを分けていた。その区分をやめ、清閑亭全体に対しての保護の方針・整備活用の方針として修正した。中身を説明する。目次をご覧いただきたい。第1章では、史跡小田原城跡の概要や歴史、保存管理計画について説明している。第1節では、小田原城の歴史を概観している。第2節では、清閑亭土塁にかかる史跡小田原城跡保存活用計画の概要などを載せた。

第2章では、第1節で清閑亭土塁の概要を載せている。第2節国登録有形文化財清閑亭の歴史と概要で、清閑亭の位置及び概要、建築物・庭園の創立沿革、建築物の概要を記載した。これは前回とほぼ同じような記載内容である。

大きく変えたのが第3章である。第3章では、清閑亭土塁と清閑亭の保存と活用として大きく括っている。第1節で、清閑亭土塁及び清閑亭の保護の方針を示した。(1)清閑亭土塁の本質的価値を高める保護をする方針、(2)清閑亭土塁と清閑亭との共存を図る方針、(3)植栽管理についての方針、(4)国登録有形文化財としての建築物の価値を保全するという清閑亭の保護の方針、(5)外構部分の保護についてどうしていくかの方針を示している。一部(4)と重なるが、(6)は清閑亭における保護の方針をまとめた。(7)追加指定については、現在史跡指定になっているこの場所に、未指定地で、発掘調査等で史跡指定にあたる遺構が発見されれば追加指定を行っていくことを書いた。第2節で清閑亭土塁及び清閑亭の整備・活用の方針を記載している。(1)清閑亭土塁の整備・活用の方針だが、①整備の方針として、当面は現状を維持していくこと、その他植栽について方針を書いた。②活用の方針だが、清閑亭土塁は中世城郭として構造が保存されている場所または黒田長成別邸または浅野長武邸として使われている場所であることから、小田原の歴史の重層性を説明する場所として活用していくことを書いている。(2)国登録有形文化財清閑亭の整備・活用の方針では、①史跡との共存を図る、②小田原ならではの文化を発信する場所、小田原の歴史の重層性を示す場所として文化を発信すると書いた。③活用の方向性だが、平成31年3月に本市で「歴史的建造物利活用エリアコーディネートプラン」を作成した。清閑亭については「交流回遊拠点、文化・歴史の発信拠点」として位置付け、「小田原の歴史や別邸文化、なりわい文化、食文化等を発信する拠点として、また、歴史・文化に囲まれた小田原の魅力を提供する場としての機能を高いレベルで実現していくことが考えられる」とされている場所であり、その方針を書いた。④利活用に際しての増改築の方向性では、利活用に際しては増改築が必要になる可能性があるためその方針を示した。土塁上からの清閑亭建物等との撤去・移転は、不慮の事故が起きない限り今後も行わない。史跡の保存や景観に重大な影響を及ぼさない範囲で、建物等の増改築を図るものとする。具体的な増改築については協議をするものとし、歴史的背景を踏まえることとしている。増改築部分については現状復帰できるようなものとするとして書いた。⑤防火対策については、清閑亭の建物本体では火は取り扱わないものとし、煙感知器を設置し火災に備える。利活用において火を使うことが想定される場合は、建築物を増築し、準耐火建築物以上の構造物とする。なるべく本体から離して増築する。⑥清閑亭の利活用における具体策については、先程のエリアコーディネートプランに載っていたところと、今回選定業者と活用する業者が行うことを少し具体的に書いた。⑦清閑亭活用における敷地の管理について、市と選定業者、活用業者の2社が入ることである。どこまでが市がやるのか、どこまでが選定業者がやるのか、共同管理をするのかを書いてい

る。

77 ページは資料として、現状変更等の取扱基準について資料を付けている。

計画案について説明したが、前回の委員会で具体的にご指摘いただいた意見に対しての修正点を述べる。まず、外構についての取り扱いを記述した方が良いとの意見があった。71 ページに（5）外構部分の保護についてという項目を立て、原則、現状を留めるように保護することとした。また、75 ページ⑦に敷地の管理についての項目を立て、事業者と市との管理区分について書き加えた。

次に、増改築するのであれば現状復帰可能な範囲に留めるべきとの意見があった。

75 ページ④利活用に際しての増改築の方向性の中で、中黒4つ目に増改築部分は原状復帰できるようなものとするとした。

次の意見に、増築する部分の構造や防火対策について記述した方が良いとの意見があった。75 ページ⑤に防火対策の項目を立て、増築する建物があった場合の構造と防火対策について書き加えた。

次に、現状変更等の取り扱い基準について記述する位置を動かした方が良いとの意見があった。77 ページの資料のところに移している。

次に、増築部分する部分の予定の土塁の状況説明について、前回現地説明を行った。

それと、計画書にある記述の内容が違うとの指摘があった。77 ページの取扱基準に土塁についての記述を見直し、説明を統一した。

次に、資料3の図面を説明する。1枚目は前回の委員会で指摘を受けて修正した図面、2枚目は前回の委員会に出した図面、3枚目は現況の図面に今回行う内部の改修箇所を赤字で記述した図面である。前回の委員会で具体的にご指摘いただいたご意見に対しての修正点を述べる。

増築するトイレが、1枚目の黄色く塗っているところの下にある。庭園から見た時に増改築部分になるべく見えないようにとの指摘があった。前回に比べて少し引っ込んでトイレを1つ減らし、少し後ろに下げた。次にその増築するトイレの右側にある居室に関する増改築だが、2枚目を見ていただくと、押入れを撤去する、畳の一部を板間にするなど改築する図面だった。1枚目の同じところを見ていただくとわかるが、居室に関する増改築は極力工事を行わない方向とした。また、増改築があった場合にも原状回復可能にすることとしている。また、ガラス戸に面したカウンター席のようなレイアウトが前回あった。2枚目を見ていただくと、庭に向かってカウンター席が4つ並んでいた。今回はガラス戸の保護及び利用密度を下げるために、カウンター席を失くしてガラス戸から離れた席にした。また、利用密度を下げることから、図面1枚目の右上に「万年（西）」と書いてある部屋があるが、指摘を受け4席にした。前は、2枚目を見ていただくと8席あったことがわかる。こ

れを1／2密度を下げた。清閑亭らしさを重点に利用してほしいとの意見があった。平面図でテーブルとイスが書いてあるが、事業者を確認したところ、テーブルの高さは55cm程度と低いテーブルとイスにして和風の雰囲気を出すとのことだった。また、増築する左上の調理室については準耐火建築物とし、30分は燃えない材質にする。清閑亭は、本体の建物からできるだけ離すように設置する方向で事業者と調整している。また、当初、調理室の清閑亭に向いていた東側と南側の窓をなくし、もし調理室で火が出た場合にも窓から火が出ないように、清閑亭の方にはいかないように窓を全部なくした。以上、前回ご指摘いただいた点を踏まえて修正したものの説明である。ご審議をよろしくお願ひしたい。

#### 質疑

委員長：前回の清閑亭に関する臨時の委員会は、私は所用で欠席した。伊藤副委員長に議事を進行してもらった。その時にいろいろな意見が出された。委員の皆さんの意見を踏まえながら、新しく今日提案があった。

質問・意見等を受け付けたい。これに関してはいろいろと意見があると思う。よろしくお願ひしたい。

委員：前回いろいろ申し上げたが、改めて意見を申し上げたい。今日の資料を見て、だいぶ前回のものよりも、きちんといろいろなことが配慮されてきている感じを持つ。要点は、考えると3つくらいあると思う。

1つは、火を使う調理室を作ることである。火災で清閑亭に延焼してしまったら、燃えてしまう。沖縄のことまで言うことはないが、清閑亭も火災が起きたらこの建物は二度と立ち上がれない。その点は十分配慮して欲しいと申し上げた。元々は遺跡の方に調理室の建物があったことはわかっている。そこが難しいとなると、この位置ということなのか。正直に言うとあまり気に入らないが、仕方がないという気もする。今準耐火の性能はいろいろなかたちになってきている。壁、塗料、壁紙にしても、なかなか燃えない。燃えるスピードを落とす、燃えにくくするという技術もある。そういうものを使いながら、延焼に関して最大限の配慮をして欲しいというのが1点目である。その点が、だいぶ今日の資料には書かれていると思う。

2つ目は、資料3のレイアウトの中でいろいろな図面の変更があった。正直に言うと、清閑亭という名前があるように、静かな建物である。かなり大量の人がここに来て騒ぐ、集まるということではないという印象を前回申し上げた。この建物に合ったふさわしい密度の活動が、この場所で行われるようになれば良いと思う。部分的にそこの改善がされている印象も受けた。

3つ目は、図面を書くのは良いが実際に整備しようとする、改築・改造しなければいけない。先ほどの説明にあったように、現状復帰できないような改造はしてほしくない。この前申し上げたが、例えばふすま絵や窓の板ガラスは相当貴重なものである。そういうものはどちらかと言うと、取っておくほうが良いのではないか。

それをこの建物の中かどこかに収めておくようなかたちで将来に備えるなど、いつでも元の姿に戻せるよう配慮して欲しいと申し上げた。その点もだいぶ書き込まれていると思う。景観的な面もある。本当の意味での実施設計の段階では、おそらく、消防が何を言うかということもあると思う。木造の場合の建物の距離など、注意を促される可能性も大きい。専門家に相談しながら増改築を進めていただきたい。概ね方向性としては、前の資料よりは良くなっていると今日の段階で思う。

委員：私も今の小出先生と同じで、前回の案がかなりすごかったこともあり、今回かなり改善されたと思っている。今の小出先生の話にもあったが、文化財としての建造物を扱う時に、可逆性、つまり元の姿に戻すことができることと、最小限の造作にすること。例えば、やろうと思えばこの中全部を改造してしまうことは、登録有形文化財の規定上は可能である。しかし、これは市が所有している文化財として、できるだけその価値を保全するという点でいけば、改造が最小限ということが原則だと思っている。その点で、今回はこの食堂と書いてある部屋の部分の押し入れまでを全部撤去する大掛かりな改造が計画されていた。今回の案では、間仕切りや外壁に関わる改変は、新設するトイレと連続する元の洗面所の洗面台を撤去する部分だけにとどまっている。かつ、新しい改造に関しても、二重壁になっている。新しいトイレの部分も、後々撤去することができるような計画になっている。今申し上げた可逆性と最小限は、かなり配慮されたのではないかと思っている。

そのうえで1つ心配しているのは、サービス動線の確保である。行かれた方はご存じかもしれないが、この清閑亭は玄関がこの規模に比して非常に小さい。これだけの席数を入れると、普通のお客様だけで玄関がかなりパンクしてしまうくらいだと思う。今、厨房を増築するかたちになっているが、料理に使うようなものを実際に運び込む。例えば飲み物とか重いものもあるが、それを運びこむための動線が確保されていない。玄関からそれを持って、廊下を歩いて入ることになる。重くて大きいものを運んでいくと、柱にぶつかったりする。できれば、外を回って直接新築の厨房部分に入れるか、もしくは、裏から入れるような方法を考えた方が建物の保全としては良いのではないだろうか。

一階の平面だけで二階についての記述がない。二階はたくさんの人を上げる耐力は全くない。その用法について制限していただく。建物に関しては2点である。

冊子の保存活用、71ページからの体現していただいた部分だが、こちらに関してもかなり改善されており良くなったと思う。1つは外構について記述することだが、71ページ(5)と(3)の植栽が付け加わった。この外構というのが非常に曖昧である。どこを外構と言い、どこが実際の史跡の土塁の部分なのか区別がされているのか。同じように(3)でも建物周辺の植栽とある。周辺とは一体どこまでを言うのか。要は、史跡として保存する部分と、建物の付属として日常的な管理をする部分と、書き方として区別をした方が良いのではないか。外構、周辺と言っている部分がある程度定義し、明確にした方が良いのではないか。

75ページだが、活用の方針の部分で⑥にかなり具体的な策を書いている。今回は民

間活用提案と理解している。ある程度賃借なので、年限を付けて行っている。次も同じ業者が同じことをするとは確定していないと思っている。保存活用計画そのものは長く残るものなので、ここまで詳しく書かない方が良いのではないか。

委員長：他に意見があればお願いしたい。

委員：植栽についてであるが、前回の会議で指摘したように玄関周りにクスノキの大木2本が立ちはだかるような植栽の在り様が何とも面白くない。当初の植栽を復元しようとしても当時の図面があるわけではない。復元そのものは不可能だとしても、数寄屋玄関前の植栽はそれなりの伝統的なスタイルがある。それを踏まえて植栽の再現、配置も可能だと思う。改良の視点をもう少し踏み込んで明確にしたい。報告書に「黒田長成別邸時代の庭園景観をより顕在化させるよう配慮することはやむを得ない」とあるが、「やむを得ない」という表現は意味不明だ。顕在化は一種の目標として設定しなければいけないものではないかと思う。また、「ただし、史跡保護の観点から、当時の記録に残る樹木であっても復元的に新たに中高木を植栽することは認めない。」という文章にも問題がある。ここまで規制する表現はいかかなものか。高木を植えることは確かに不適當である。それはわかる。しかし中木程度であれば、玄関先の庭木として例えば形の良い木斛などを植える選択肢はあり得なくはない。もう少し積極的にこの玄関先に相応しい植栽表現に向けて創造的に改良していくことが可能な、ゆとりをもった表現を考えてもらった方が良いと思う。「植生や植栽管理については、史跡小田原城跡調査・整備委員会の指導を受けることとする」というのは、一応建前としては、史跡の植栽の問題に関わっているので文言があっても良いと思う。しかしこのことを実現するには、植栽の専門家の立ち会いが必要となる。庭園の植栽の専門家の関与があり得るという方向での記載をきちんと入れておいた方が良いと思う。

委員長：3人の委員の意見について、市から今答えられること、考えられていることがあればお願いしたい。

事務局：ご指摘いただきありがたい。なるべく指摘を、特に冊子の中の用語の定義など改善し、直していきたいと思っている。また、植栽のところで小笠原委員から指摘のあったところも直していきたい。また相談させていただきたい。よろしくお願いしたい。

委員長：他にいかがか。

委員：75～76 ページで先程小沢先生が言われたあたりだが、少し書きすぎではないかと思う。以前別の仕事で、事業者が決まっていたため計画内容を具体的にかなり詳細に書き、それを都市計画の資料として付けたが、その事業者が変わった。中身が変わったことにより、余計な作業というか、かなり困った。ランチョンマット等は上手く言い換えるというよりも、他に書きようがあるのではないか。もしかしたら、ある時突然変わるかもしれない。それを頭において書いてもらいたい。また、⑦に管理区分をこうするというのを、ここに書かなければいけないのか正直わからない。「業者の管理とする」とかそういうことも、これはまだ時期早尚ではないか。ここ

も上手い書き方をして欲しい。適当な書き方があると思う。

また、防火対策だが、建築基準法の3条で条例に委ねるとなっている。市の条例が基準になるが、建築基準法防火関連の61条あたりのことは、かなり配慮しなければいけない。昔は国交省のあたりと話をする、61条関連は人が死ぬ、焼け死ぬということと即関連があるので待ってられないという話をされたことがある。建築基準法のいろいろな規定は横に置くとして、61条防火対策関係にはそれぐらいのチェックを、基準法と同じようなチェックをかける必要があると思う。そのことを建築審査会とかで十分にやっていただくなど、必ずしも文化庁特有というわけにはいかない。火の問題は。市としては十分配慮して進めていただきたい。

先程、前回の図面でテーブルの高さやイスの形状について話があった。ずっと使っていくと畳は傷む。おそらく畳は替えざるを得ない。それだけではなく、使用すれば使用するだけいろいろな物に故障が出てくる。それを含めて、畳を使うのか場合によっては板の間に変えるなど、きちんと実施レベルでは配慮していただくことが必要だと思う。

委員：今の小出先生の話にもあったが、やはり71ページからの部分はいくまでも方針である。大原則を書くものだと思う。先程話が出た75ページ④の増改築についても、⑥の利活用についても、これは守って欲しいということだけを書いた方がよい。増改築については、生じる場合があるなどと言っている場合ではない。増改築についての市の方針として、どこを守るかということだけを記載した方がよい。

今日は文化政策課も来ている。今後のこともあるのでぜひ話したい。今回の前の案が出てしまった最大の原因は、きっと、実際に民間活用提案の時に、この建物の史跡も含めた清閑亭のどこに価値があるのか、どこは守って欲しいという方針が伝わっていなかったのではないかという気がする。そのために、非常に大幅な増改築の計画が出てしまった。この清閑亭は、今回はJ Sフードに決まった。もしかしたら10年後、20年後に、他の業者でまた同じ民間活用提案を募集することがあるかもしれない。その場合に、ある程度文化財側から、今回作るということもあるので方針がついて、最初の事前相談の段階でそれが伝えられた方が実際の活用もスムーズにいくのではないかと思う。たくさん建物を持っているので、今後活かしていただければと思う。

事務局：75ページの⑥の具体策で、具体すぎるほどの具体策を書いている。実は文化庁との調整の中で、今回調理室を増築するのであれば計画を作るように話があった。具体策があればそれも書き込むよう指導があったため、この部分に残っている状況である。方針としては大原則ということなので、こちらは別の場所を書くとか、資料に「今回は」として書くなど、書き方は考えたいと思う。

委員長：今日出された意見を参考にしながら微調整して欲しい。先程の小出委員からの言葉で、おおむね了承と発言があった。この線で引き続き文化庁と協議しながら、市の方でも今出た意見を盛り込みながら微調整してほしい。